

第 79 回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会
議事録

(開催要領)

- 1 日 時 平成 27 年 10 月 27 日 (火) 13:00～14:30
- 2 場 所 中央合同庁舎第 8 号館 5 階共用 D 会議室
- 3 出席者
会長 辻村 みよ子 明治大学法科大学院教授
委員 阿部 裕子 特定非営利活動法人かながわ女のスペース
みずら理事
同 小木曾 綾 中央大学法科大学院教授
同 平川 和子 東京フェミニストセラピセンター所長

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 地方公聴会及び意見募集の結果について (報告)
 - (2) 第 4 次男女共同参画基本計画 (基本的な考え方 (案)) について
 - (3) 性犯罪に対処するための刑法の一部改正に関する法制審議会への諮問
について
- 3 その他
- 4 閉会

(配布資料)

- 資料 1 第 4 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方についての公聴会及び意見募集の結果 (集計)
- 資料 2 第 4 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方についての公聴会及び意見募集の結果 (意見の概要) (第 7 分野のみ)
- 資料 3 第 4 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方 (案)
(第 7 分野のみ)
- 資料 4 法務省説明資料

(議事録)

○辻村会長 それでは、時間になりましたので、ただいまから「第79回男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催いたします。

本日は、委員の皆様のうち3名しか御出席をいただいておりますので、過半数に満たないということで、女性に対する暴力に関する専門調査会の運営規則第4条に基づきまして開催させていただきます。これは、会長が開催を決定できるという規定です。

本日は、第4次男女共同参画基本計画の「基本的な考え方」(案)について、地方公聴会及び意見募集、パブリック・コメントがありましたので、その結果または意見を踏まえた基本的な考え方(案)への反映状況について事務局から説明をいただきます。

また、本日は法務省から性犯罪に対処するための刑法の一部改正に関する法制審議会への諮問について報告を予定しております。

それでは、初めに前回のこの専門調査会から本日までの間に男女共同参画局幹部の異動がございましたので、一言御挨拶をいただきたいと思います。

それでは、審議官お願いします。

○大塚審議官 審議官で参りました大塚と申します。

男女局は今からかれこれ15年ほど前にちょうど省庁再編で局ができ、なおかつ参画会議が発足するときに、ちょうどその時期を挟んで2年間在籍をしておりました。それ以来ということになります。改めてよろしくお願ひ申し上げます。

○辻村会長 よろしくお願ひいたします。

それでは、小林室長お願いします。

○小林暴力対策推進室長 10月7日付けで暴力対策推進室長として参りました小林と申します。よろしくお願ひいたします。

男女局は初めてでございます。今、20日ほど過ぎましたけれども、とにかく一生懸命やっ前前任の水本室長に早く追いついて追い抜けるようにやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○辻村会長 よろしくお願ひいたします。

それでは、事務局から最初に本日の会議資料について確認してください。

○小林暴力対策推進室長 念のため、資料の確認をさせていただきます。

まず、クリップを外していただきまして議事次第、次が出席者名簿、配席図、次から資料でございますが、資料1が公聴会とパブリック・コメントの結果を数字とグラフでまとめたものです。

資料2が具体的に出了意見をもとめたものでございまして、これは暴力の部分を抜粋しているものでございます。

資料3が基本的な考え方の一番新しい現時点で調整しているものでございましてけれども、これも暴力の部分を抜き出したものでございます。

資料4が法務省から御説明いただく資料ですが、中身が2つありまして、諮問文と検討会

の結果の報告という形になっております。

もし不都合ございましたら御指摘いただければと思います。以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。それでは、本日の議題に移りますけれども、議事進行につきまして、ただいま御説明いただいた資料のうち、1ですね。地方公聴会及び意見募集の結果、それから2の基本的な考え方(案)について、まず事務局側から御報告をいただいて、その後、委員の皆様から御意見を伺うという段取りで進めたいと思います。よろしくお願いたします。

○小林暴力対策推進室長 それでは、議題1と2をまとめて御説明させていただきます。

まず資料1、カラフルなグラフのものでございますが、こちらは公聴会とパブリック・コメントの結果をまとめたものでございます。

上の段の公聴会の欄でございますけれども、東京を含めまして全国6会場で8月24日から9月11日まで開催したものでございまして、合計で881名の方に御参加いただき、御意見をいただいたものでございます。

その下のパブリック・コメントにつきましては、基本的な考え方の素案の公表の翌日の7月29日から9月14日まで意見を受け付けまして、意見の総数は真ん中辺の合計欄でございますけれども、3,616件となっております。

それを分野別に分類しているのがその上のほうにございますけれども、一番多かったのが今回のこの専門調査会で御担当いただいております第7分野、暴力の部分が681件、次いで多かったのが第10分野、教育・メディアで503件、そのほか雇用とワーク・ライフ・バランスの関りの第3分野の448件という形になっております。

ちなみに、第3次のパブリック・コメントのときは総数が1万3,289件という形でかなりいろいろな御意見が出たということでございます。そのときは暴力の部分は1,425件で、分野別には3番目の順位となっております。数的なものは以上でございます。

続きまして中身でございますが、資料2のほうに同じような意見をまとめる形で要約して記載しております。ここでは、「・」は76個に分けて記載しております。後ほどこれを反映したところということで説明いたしますので、その際こちらのほうも見いただきなから御議論いただければと思います。

続きまして基本的な考え方、資料3のほうに入らせていただきます。資料3をめくっていただきますと、黄色くマーカーしている部分が出てくるかと思っております。こちらのほうがパブリック・コメントを受けて変えている部分でございます。個別にこれから御説明を申し上げます。

まず、2ページのところでございます。これは「女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり」の具体的な取組の部分でございますが、①のところでは高齢者と職務関係者に対する広報・啓発を充実するとしていたのですが、職務関係者はもう少しどういう職務関係者なのかということを書くようにという意見が出ましたので切り分けまして、一つ②を立てまして記載しております。

その②の文面を検討しているところでちょっと気づいた点ですが、④のところで「女性に対する暴力に関する理解を深め」とあって、これはどちらの理解なのか。暴力を勧めているように誤解されるという議論もございましたので、ここは②を入れる際に②のところで書いている表現と合わせて④のところも直している次第でございます。

続きまして、2の「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進」のところでございます。

(1)の「施策の基本的方向」ですが、まず1つ目はこのページと3ページの(2)の①のところと同じでございますが、どの地域にいてもきちんと支援が受けられるように、地域間格差がないようにという御意見がございましたので修正しております。

また2ページにお戻りいただきまして、一番下から2行目でございますが、「男女を問わず」と入れているのは配偶者間の暴力で、男性の被害者もいるということについてきちんと受けとめて書くべきという意見もございましたので、記載をすることにはしようかと思っただけですが、他方、女性に対する暴力ということを主眼にきちんとやってきていることはこれまでの取組でございますので、基本的な方向のところ「男女を問わず」と入れることで男性のこともきちんと見てはいるというメッセージを伝えつつも、今まで女性に対する暴力ということで進めてきたことも余り崩れないようにするというところでこの箇所に入れさせていただいております。

続きまして「性犯罪への対策の推進」の部分で、ページでいいますと5ページの(2)、①の部分でございます。ここについては、まず「性犯罪・性暴力」と併記をするという御意見がございまして、かなりいろいろそういう御意見をいただく機会が多いこともございますので入れたらどうかという反面、施策の体系が性犯罪を中心にこれまで積み重ねてきていて、ここもそういう記載になっていることを踏まえますと、①の部分、相談をまず受ける部分ですので多少広いものがくるということもあるので、この部分については性暴力という形で併記するようにして、ほかのところは現行の案を維持するという形にさせていただきました。

続きまして同じページの⑥でございますが、ここは二次被害を防ぐためにきちんと啓発・研修をするという御指摘でございますので、これは一つ立てて入れております。

続きまして、5の「子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進」というところでございますけれども、これにつきましては身近なものということを書いていたところ、具体的にはどういう身近な人なのか。家庭内が多いんじゃないかという御指摘をいただきましたので、「家族をはじめとする身近な者」入れさせていただいております。これにつきましては、例えば教師とか、コーチとか、そういったところからの被害も多いんじゃないかという御指摘をいただき得るのですけれども、やはり家族の間が一番多いということもございしますので、ここでの記載は「家族をはじめとする」という形にさせていただいております。

修正した箇所は以上でございます。パブコメでいただいた意見とどう対応しているかというのは資料2のほうに戻っていただきます。順番が出てきた順にはなりません、まず

1 ページ目の1つ目の「・」の男性にも目をというところです。

あとは、そこから5個目のところで職務関係者に対する部分を具体的にもう少し書いてほしいということです。

それで、1 ページの一番下の二次被害を防ぐというところは御指摘を踏まえております。続きまして、地域間格差をなくすようにというのが2 ページの一番上でございます。

あとは、性犯罪・性暴力を併記してほしいということについては3 ページの下から5 番目のところでございます。

あとは、身近なものというところにつきましては4 ページの上から3つ目の「・」のところでもいただいた部分でございます。以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告を受けまして委員の間で議論をしていきたいと思いますが、まず資料の1と2ですね。これまでの経緯にかかわるわけですけれども、資料の1と2について何か御質問などございますか。手続的なことというか、日程的なことは具体的に御存じない委員の方もいらっしゃるかもしれないのですが、昨日計画専門調査会があったということ、それに基づいてこの3が出てきていることを説明していただいて、さらに資料1と2については、その1つ前の調査会に配付されたということを書いていただければありがたいです。

○小林暴力対策推進室長 公聴会とパブリック・コメントを踏まえまして、昨日、計画策定の専門調査会が開催されまして、この暴力の部分を含めて全分野について基本的な考え方についての御議論と、あとはそもそもどういう意見があったかということもほかの分野も含めて資料が配られて議論をしていただいております。

○辻村会長 ありがとうございます。これから内容についても議論していきたいと思いますが、今、実は言っていただきましたのは計画策定調査会の起草ワーキンググループで議論して、さらに策定調査会の専門調査会である程度暴力のところも含めて御意見をいただいて調整してきている段階であるということです。ですから、この暴力に関する専門調査会のほうで細かなところで何か所も手を入れますと、またそちらに戻していかなければいけないということにあります。

専門調査会のほうは一応会長一任という形になっていまして、本日暴力の専門調査会が後に開かれる。こちらのほうが前であればこちらの修正意見を先日の調査会に反映できたのですけれども、後に開かれるという日程的な問題から、私のほうで委任をしていただくことにいたしました。すなわち、27日の調査会で出た意見については取りまとめて鹿嶋会長のほうにお渡しする。それで、鹿嶋会長の御判断でそれをまた計画策定専門調査会で審議すべきか。それとも、委任していただきましたので一応これでこれは大丈夫というものについては次に出す原案に、そのまま入れてもらうということがあると思います。

ただ、余りたくさんですと手続上も問題があるかもしれません。それは議論してみないとわかりませんので、どういう御意見が出て、どういう内容をこちらのほうで修正をお願いします

るかということは、かなりフレキシブルにしていかなければいけないことかと思ひまして、そのことだけを先に申し上げておきます。

それでは、この1と2についての御質問はございませんか。大丈夫ですか。

1のところ、実はこれは以前の会合で私が質問したことで、暴力のところが一番多くなっています。確かに暴力の問題について関心が高いことは事実でありますけれども、第3次のときに第3位だったという御報告もありましたが、公聴会に私は6カ所中3カ所出ましたけれども、ほかの方の御意見を伺ってもそんなに暴力が突出して質問が多かったという感じは受けておりません。

地方の公聴会では雇用分野、非正規とか、そういった問題に議論が集中していたように記憶しております。ただ、パブリック・コメントでは前回伺ったところでは、一覧表の中にどの分野について意見を言いたいかというか、そういうところをチェックする項目があるそうです。ですから、複数回答になっていますから、暴力のところもチェックをつけた結果、複数回答ででてきたものが多くなっています。例えば暴力だけで681件ですが、これは681枚の質問用紙が出てきましたということではなくて、その1枚に複数チェックがつく中に暴力が入る確率が高かったというふうに理解したほうがよろしいかと思っております。この帯グラフですと、暴力が一番突出しているように見えるのですけれども、そのように理解していただければと思います。

いずれにしても、たくさんの御意見が資料2に記載されておりますけれども、せっかくの機会ですので、できる限り公聴会やパブコメなどの貴重な御意見を救い上げていきたいと思っております。

また、こちらに載らなかった場合でもこの調査会はずっと続きますので、この調査会で継続的に検討させていただきますということを、私が出ました地方公聴会では皆様に明言させていただきました。ですから、ここに載らなかったから御意見については無視ないしは軽視をするということではございませんというスタンスを申し上げたところです。

さて、以上のような前提に立ちまして、ただいま小林室長のほうから御報告いただきました内容ですね。黄色のマーカーがついたところについては、鹿嶋会長のほうでも黄色のマーカーのところは了解してくださっているところで、昨日の会合でも御異論はなかったということですので、この黄色のマーカーのところはそのまま通しても構わないと思いますが、まず黄色のマーカーのところについて何か御異議とか御疑問とかございますか。いかがでしょうか。

さきほどの2ページの「根絶に向けた理解」というところですが、それはどうですか。これまで何回かこの文章は見ているはずなのですが、見え消しになっていて、でき上がったものだけを見ると、「根絶に向けた理解」という日本語になるわけですね。大丈夫ですか。どうですか。これは、刑事司法関係者に対する研修等の充実を図るとか、被害者の置かれた状況を十分配慮できるようにということで、御意見を出された方というのは女性に対する暴力の本質のようなものですね。人間の尊厳に対する問題が欠落しているの

はないかとか、女性に対する暴力の背後にあるような問題も勉強してくださいというようなニュアンスが御意見の中にあります。ところが、「根絶に向けた理解」としてしまうと、「根絶」というのは政策というか、対策ですよ。すごく狭めてしまった感じがします。今うなずかれていましたけれども。

○小林暴力対策推進室長 会長がおっしゃったように、狭くなってしまうというのは確かにある面と、あとは元の案がどちらを向いているものかわからないということがあったのでこういうことにさせていただいたのですが。

○辻村会長 そうすると、「女性に対する暴力に関する理解」というところですから、「根絶に関する理解」も変ですかね。どうでしょうか。何か御意見はないですか。「根絶に向けた理解」というのは日本語としてどうでしょうか。これは、昨日は、異論はなかったんですね。

だけど、趣旨を考えると、研修等でやはりどういう問題があるかということを広く周知してもらわなければいけないので、そういうことについて、要するに性暴力というか、女性に対する暴力というものがどんな本質を持っているのかということをしっかり学んでもらいたいという趣旨ですね。だから、根絶のための政策、暴力に関する理解を深めてそれを根絶するために研修をしてくださいという趣旨なのですよ。ですから、どうでしょうか。

○武川局長 普通、「理解」といいますと単にアンダースタンドというだけではなく、理解者をふやすとか、賛同するという語感があるという御指摘があつて。

○辻村会長 暴力を理解してしまったら、暴力はいいことだみたいになる、そういうことですね。

○武川局長 女性に対する暴力の賛同みたいな感じにならないかという御意見があつたので。

○辻村会長 ですから、法文の文言ではない場合には「暴力の不当性について」ですね。暴力がいかにひどいかとか、暴力の残虐性とかについての理解とか、暴力の本質についての理解みたいなものが必要であると普通書きますよね。ですから、ここに何かが入るといいのですけれども、「本質についての」というのもちょっとわかりにくいですし、「背景」でもいけないし。

○華房審議官 ベストな表現ではないかもしれませんが、「認識」とかいかがですか。

○辻村会長 「暴力に関する認識を深め」、「理解」よりは「認識」のほうが深くはなりますよね。

○武川局長 「認識」のほうが完全に単なるアンダースタンドということで、「賛同」というのは余り。

○辻村会長 暴力を理解するといったら、何か暴力はいいものだというふう理解してとられたらいけないという趣旨ですね。

そうすると、どうでしょうか。事務局で十分お考えいただいたのですよね。ほかにどんな案が出ていましたか。では、「向けた」ではなくて「暴力の根絶に関する理解」にしますか。

「向けた理解」のほうがいいですか。

ちょっと私もここは気がつかなくて、さっきの説明で気づいたのですけれども、余り時間はとれませんが、「女性に対する暴力に関する認識を深め」のほうが何か趣旨に合う気がします。「女性に対する暴力に関する」と「関する」を残して、「理解」ではなくて「認識」。そして、被害者の置かれた状況に十分配慮できるように研修等の充実を図る。そのほうが趣旨に合いますか。いかがですか。

小木曾委員、いかがですか。

○小木曾委員 いい案は浮かばないのですけれども、おっしゃったようにすれば誤解は避けられると思います。

○辻村会長 少なくとも暴力をサポートしたような文言にはならないですね。では、そうしますか。

○小林暴力対策推進室長 それで調整というか、相談させていただきます。

○辻村会長 では、それはそれで、そのほかにはいかがでしょうか。

○阿部委員 質問をいいですか。

黄色い②の「外国人等」の「等」にはどれくらい何が含まれるのか。意見の中には、性的なマイノリティーであるとかという意見があるんですけれども、この「等」の中にどういう領域の方たちがということですか。

○辻村会長 資料2にあってこの文言で出ていないものとしては性的マイノリティー、部落、アイヌといったものがここでは明言されていないということでしょうか。ですから、それを「等」にしていいかどうかという問題は。

○阿部委員 「外国人等」という中から、なかなかこの御意見に直結した理解は難しいかと。

○辻村会長 ただ、これはこの7分野の話だけではないですよ。もっと違うところに同じようなところがありますね。

○伊藤調査課長 計画の基本的な考えの中には第8分野に、貧困、高齢、障害、外国人等により困難を抱えた女性という分野が別途ございます。そこでは、必ずしも具体的なスペシフィックな取組というよりは、そういう人たちがいるということ踏まえて、例えば人権教育でありますとか、あるいは相談体制の充実を図るとか、そういった取組を書いているところでございます。

○辻村会長 ありがとうございます。ここは、何とか等の支援にかかわる職員に、上に「暴力の根絶に向けた理解」というのがもう一回あるのですね。ですから、ここはこのままにします。

支援者に対して、ここもさっきと同じ言葉が出ているのですけれども、苦しいですね。ここは「認識」ではないですね。「暴力の認識」ではなくて、これは要するに外国人を支援するような人に対しても暴力の問題を理解してくださいという話なのですね。ですから、ここは例えば全部、性的マイノリティーとかアイヌとか、そういうふうなことを書くような場所でもないですね。

要するに、ある意味、複合差別といったら変ですけれども、暴力の被害者がそのほかの属性を持っている人、高齢者とか外国人とか、そういう場合にそちらのほうを支援する人に対してということですから、ここは議論があったと、議事録にこの「等」については何が入りますかということで、御意見の中にはマイノリティーが含まれていると、ここには書きませんでしたという趣旨でいかがでしょうか。

○阿部委員 わかりました。

○辻村会長 では、ほかにいかがですか。時間の関係もありますし、本日は御欠席も多いため、事務局のほうであらかじめ御意見をいただいております。それで、小木曾委員とか平川委員からメールで先に追加したいこととか、いろいろ議論したいことを伺っておりますので、その話もしていただいでよろしいかと思えます。

では、一応マーカーでいただいたところについては昨日も承諾を得ていることでもありますから、④の今のマーカーのところを「認識」に変えるというだけで、「根絶に向けた理解」は上のほうは残すということで処理しましょう。

では、ほかにいかがでしょうか。

○小木曾委員 5ページの(1)のマーカーの部分の「家族をはじめとする」という言葉に入っているのは、血縁以外もそこに含まれているというニュアンスでよろしいですか。

○小林暴力対策推進室長 「家族をはじめとする」というのは、家族以外も含めて身近な人ということですから、入っています。

○辻村会長 ただ、ここも実はちょっと私が引っかかりまして、教師とか、例えば子供の家庭教師だとか、インストラクターだとか、そういうふうな人も入っているのですかという質問をしましたら、事務局のほうから、ここは児童虐待などの性的な暴力なので、児童虐待の表の中に児童虐待の加害者としてやはり家族が圧倒的に多いということでした。ただ、あれは家族を対象とした表になっていましたから、もともと児童虐待という場合には教師とか入っていない表ですね。

ですけれども、そのニュアンスをどうするのか。「はじめとする」なのか、その他というニュアンスなのか。前の会合のときに私はこれでいいでしょうかということと言ったのですけれども、何か変えようがないですね。「・」で教師とか、そういうふうにするほどのものでもない。

○小木曾委員 それを並べるほどまでは多くないので。

○辻村会長 統計を見ましたら、やはり圧倒的に家族なのです。家族というと広いですから、義理の父親とか、そういうところが多いのですね。だから、今回は、何か求められれば資料は出せるけれども、これでいいかなということですが、今のような理解でよろしいでしょうか。「はじめとする」で、なかなか難しいですね。いろいろ検討した結果、こうなったということですね。

ほかはいかがでしょうか。別にございませんか。平川委員からいろいろ出ておりましたけれども、かなり詳しくたくさんあるので、この段階ではちょっとということを書き言っ

いらしたのですが、その中からこの段階でどうしても改めたほうがいいところがありましたら言ってください。

○平川委員 先ほど会長がおっしゃったようないろいろな状況があったということについて、ちょっとぼけていまして、公聴会も失礼をしたので今になってというような感じの意見の出し方になっているのですが、私は3点について意見をメールでお送りしました。

1つ目は、5ページの「性犯罪への対策の推進」のところの(2)の「具体的な取組」の①のところを見ますと、文章的には「ワンストップ支援センターの設置を促進する」ということ、それからまた「被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう」、あとはいろいろと促進するとか書いてあるのですが、ではコーディネートするのは誰ですかというようなことがちょっと抜けているように思ったんです。

それで、1の次に②を入れて、「ワンストップ支援センターにおいて適切な支援を行うためには、被害直後から中長期を含める相談者に対して切れ目なく総合的支援を行う質の高い支援員を常駐させる必要がある」というふうに、「支援員」という役割がワンストップ支援センターの非常に重要な位置を占めているということを入れていただきたいと書きました。

○辻村会長 今からですと、支援員という概念とか、そういったことについて関係省庁と、またこれでいいかという議論もしていかなければいけないので、1つ前の会で言うただけならば本当はよかったと思うのですがけれども、ここは②をふやさないで何かちょっとした言葉を補うことでその御趣旨に近づくような改革案はないでしょうか。

○平川委員 あるとすれば、「被害者の要望に応じた支援をコーディネートする支援員」という文言ですね。

○辻村会長 「支援をコーディネートする支援員」というのはちょっとおかしいですね。「常駐させ」とか書いたら物すごく行政には義務というか、常駐ということについては予算措置とか、そういうことも要りますから、それはすぐには書けないと思いますので、広い言葉にしておかないといけませんね。

○平川委員 常駐ということで予算化をしていただきたいというのがワンストップ支援センターをやってきた者の感想であり意見です。

○辻村会長 どうでしょうか。何か適切な言葉があるといいですね。要するに、ワンストップセンターの設置を促進するという量的に設置をするという話と、それから質的に連携を促進するという形になっているのですけれども、平川委員からは支援員の研修だとか、コーディネーターの話が出てきましたが、そこまで書き切れない感じもしますが。

○小林暴力対策推進室長 その点は、まずばらして2以下のところで書いてあるという面もございまして、先生がおっしゃるように常駐の支援員というのが望ましいというのも議論としてはわかるのですが、ここでそこまで書くということが、今ワンストップセンターの支援センターを少しでもふやしていこうというときに、そこまで縛ってふやしていくかというところはまだいろいろ議論もあると思うので、なかなか。

○平川委員 逆の発想もあって、支援員がいなければ専門家である産婦人科医の方とか、そういう方たちが機能していかない現実があるのですね。

○辻村会長 今、言われたところで、「支援に従事する関係者に対して、啓発・研修を実施する」という⑥が加わっておりますね。支援を実施する関係者、今言われた支援員ですよ。ですから、個別に支援員とかというのを計画に書いてしまうと何か拘束というか、その言葉を含めて、だから⑥で加えてくださったということは、そうなのですね。

何かほかの委員のほうで御議論はございますか。今の段階では、ワンストップセンターの具体的な支援員とか、ワンストップセンターの経営とか、そういうことまで書き始めますときりがないので、今回はこれを解釈するときにそれも読み込んでいくという形でやむを得ないのかなとちょっと思ったのですけれども、ほかの委員の方はいかがですか。

では、3つということではほかのものも伺いたいと思います。

○平川委員 2つ目は今の「具体的な取組」の最後のところですが、「強姦罪の見直し」というところで「非親告罪化、性交同意年齢の引上げ、構成要件の見直し等」ということが書かれています。この「等」をもう少し広げて今回法務省の検討会議の報告書が出ますので、その中でいろいろと議論いただいて、そこを少し広げるなりしていただけないでしょうかと書きました。

○辻村会長 後で法務省さんのほうから報告していただきますが、その内容を少したくさん書いたらどうかということですか。

○平川委員 そうですね。そういうような報告書が出たんだということを加えていただけるといいかと思います。

○辻村会長 ただ、この言葉は第3次のときに入っているんですね。この3つだけで「等」というふうには、もう既にある意味、確定された言葉だったので、それについて検討会が開かれたということですから、これは小木曾委員からも御意見が出ていますね。ちょっと言っただけですか。

○小木曾委員 これは、そもそも前から同じフレーズで恐らくきているんだろうと思うのですけれども、今は御案内のとおり法務省の法制審議会の部会がこれから始まるとうところで、まさに犯罪に関する罰則の在り方の検討はもうされたわけですね。なので、これだとタイミングがおくれた記述になっているのではないかという印象を受けます。

○辻村会長 わかりました。そこは、実は昨年からの検討が始まったときに法務省さんと何回もヒアリングをさせていただいて、時間的にはいつ頃になりますか。それがこちらに反映できますかということはずっと伺っていたんですね。それで、その様子がわからなかったものから、様子を見ながら文言を固めていきたいと思いますということにして、報告をいただいからもう一回議論してもいいのですけれども、一つの考え方としては性犯罪の罰則に関する検討会があったわけですね。ですから、「性犯罪の罰則に関する検討結果を踏まえ」というふうにしてしまえば。

○小林暴力対策推進室長 そのあたりは法務省とも相談させていただきたいのですけれど

も、一案としましては「性犯罪に関する罰則の在り方について法制審議会の審議結果を踏まえて法制度改正を含む必要な措置を講じる」。

○辻村会長 法制審議会の名前を出すのですか。

○小林暴力対策推進室長 今、諮問していて、「結果を踏まえて」なので、結果が違えば結局その措置も変わってきてしまいますが、諮問どおり了解になればということです。

○辻村会長 わかりました。これは、まだ検討会の段階でつくった文言でしたから、検討会の結果を踏まえてだったのですが、それを踏まえて法制審議会にいきましたから、では法制審議会の結果を踏まえて、「法制度改革を含む」じゃないですよ。「含む」じゃなくて、法制度改革について進めていくわけですから、法制度改革を含む措置ですか。「含む」じゃないですよ。もう改革するのだから。

○法務省 法改正をしないという意味よりも、ほかにもいろいろあるかもしれないという「含む」なのかと理解しているのですが。

○辻村会長 わかりました。では、御意見としてはもう一回、後でこの問題は議論できますけれども、性犯罪に関する罰則についての法制審議会の検討結果を踏まえて法制度改革。

○辻村会長 法制度の場合は改革ですね。法律だったら改正ですね。これだったら、「法律改正を含む」です。制度は改正で、法改正を含むになりますね。だけど、制度を入れたいのですね。

○法務省 「法制度改革を含む」というのは、原案の文言そのままですが、特にこうでなければならぬと考えているものではありません。

○辻村会長 いいですか。そうしたら、「法改正を含む」でいいですか。

○小林暴力対策推進室長 一応それにさせていただきます。

○辻村会長 そうですね。では、「制度」をどけて「法改正を含む必要な措置を講ずる」。これは日程的には5年間生きるわけですから、この5年以内には結果が出ているということですね。そこはそういうことでいいですか。

では、あとは平川委員の3番目のものはどうですか。

○平川委員 もう一つなのですが、6の「売買春への対策の推進」で6ページです。ここの(2)の「具体的な取組」のところで「売春に関わるおそれのある若年層の女性を早期に発見し指導する」とありますが、この「指導する」という言葉が現場の者にはなかなかなじめない文言でして、指導しても何の効果もないということなのでして、売春防止法自体が指導とか更生とか書いてありますので、その法律が変わらない限りはこういうふうにはしか書けないのかもしれないんですけども、何とかこの「指導」を削除していただきたいと思いません。

○辻村会長 これは多分誤解があって、女性を指導するというふうに今は読まれたんですか。

○平川委員 はい。

○辻村会長 多分、考えているのはJKお散歩みたいなものをやっている業者を摘発するた

めの行政指導じゃないんですか。若い女の子を指導するという趣旨ではないのかなと私は理解したんです。

○平川委員 そのようにはなかなか読み込めないですね。日本語として自然に読むと女性をというふうに読めてしまうので、では文章をちょっと入れていただくとか。

○小林暴力対策推進室長 日本語的にはそうですね。

○辻村会長 日本語的にはそうなりますけれども、最初に出てきた「指導」というのは多分そういう趣旨だったのですね。発見するだけではしようがないでしょう。ですから、発見した後、何をやるのかということで、これは売春になるからやめたほうがいいよという本人に対する行政からの働きかけというのは含まれていると思います。それと、あとは業者を摘発するとか、そういうふうなことですよね。それが「等」に入っている。

○平川委員 この「等」というのがそういうことなのでしょうか。業者の摘発と、そういうふうに読んでいいのでしょうか。

○辻村会長 何か「発見し指導する」にかわる言葉があれば、「指導する」ではだめだと。

○平川委員 今、私は女性に対する指導と読んだので、これだと。

○小林暴力対策推進室長 女性に対する指導は、当然含まれてはいます。

○辻村会長 それだけではないので、また「等」ですよ。これは、個々人で考えておいてくださいますか。

私はもう一点ありまして、御意見の中で一番大事な、といいますか、1ページの「目標」のところの下から4行目に「予防教育をはじめとした暴力を容認しない社会風土の醸成等」で、ここに「、」が要るだろうと小木曾委員が言ってくださったのですが、「根絶のための基盤づくりの強化を図る」という言葉があります。

それから、その下の1ページ目の1の(1)の3行目に同じ言葉です。「暴力を容認しない社会風土を醸成する」という言葉がありまして、社会風土の醸成というのは非常にアバウトな、雰囲気をつくってくださいということですが、これはまさに女性の人権侵害にかかわるので、暴力を容認するということは風土の話ではない。ですから、容認しない社会、資料2でいえば上から2つ目の「・」の「社会環境の整備」のほうがいいと思いました。

ですから、これは7文字なんです。社会風土の醸成という言葉は、暴力を容認しない社会環境の整備と根絶のための基盤づくりのほうが現代的だし、御意見にも合うのかと思いました。この御意見は私も元の文章を読ませていただきましたが、風土の語を辞書で引いて非常にアバウトだ。こういう曖昧さが残ってしまっているという御指摘がありました。確かに暴力のところでは風土というのは何か合わない。風土だったら、男性が女性に対して暴力を今まで容認してきた風土があったというようなことで、今後はその風土を変えようみたいな非常にアバウトな路線で動いている感じがしますので、ここの7文字を「社会環境の整備」、その次が「暴力を容認しない社会環境を整備するための教育・啓発」というふうに直してもいいのかなと思いましたが、ここはいかがですか。ですから、ここはそういうふうにごこの27日の調査会でお願ひしますということで鹿嶋先生にこれは一応委任していただいて

いる内容に含まれると思いますので、御意見に従って書いたということですね。私からはここです。

それから、柿沼委員から出ていたところが3ページ目の(2)の「具体的な取組」の中の⑥で、「子供にも悪影響を及ぼすことに鑑み～被害者の子供に対する支援を推進する」ということがあるのですけれども、もう少し具体的に書けないでしょうか。子供に対する心のケアなど、中長期的支援等ができないかとか、そういう御意見をメールでいただいているんですけれども、それで理解はいいですか。

ですけれども、事務局としては「被害者の子供に対する支援」という言葉の中に精神的ケアというものは当然入っていて、それが中核になってくると思われまので、子供に対する精神的ケアなどの支援とか、そういうふうには書かなくてもわかるのではないかと。事務局としてはそういうことですか。書かなくてもいいのではないかとということでしたが、ここはどうしましょうか。

○阿部委員 あったほうが伝わりやすいと思います。

○辻村会長 では、どういうふうに入れますか。この上の⑤のところはPTSDまで書いてあるのですね。それで、かなり詳しく「医学的又は心理的な援助」とか、そういうことも出てくるのです。ですから、それが被害者ということが出てきているだけなのですね。

それで、ここでは「被害者の子供」、これは被害者のみならずその子供なのです。だから、母親が被害者になっている場合、その母親の子供にもケアが必要だということなのですね。そうすると、これは被害者である子供ではないんですね。「被害者の子供」ですね。

○小林暴力対策推進室長 「被害者の子供」で、念頭に置いているのは直接暴力を受けているのもあれば、暴力を振るわれるのを見ていて。

○辻村会長 これは、主としては見ている子供のことでしょう。では、「被害者の子供に対する精神的ケアなど」とやりますか。上のほうには「医学的又は心理的な援助」という言葉が出てくるのですが、ここでまた心理的とも違う精神的ケアという言葉を入れても大丈夫でしょうか。

○小林暴力対策推進室長 「など」ということで。

○辻村会長 では、「被害者の子供に対する精神的ケアなどの支援を推進する」と入れていただけますか。

それから、あとは戻りますけれども、2ページの(2)の⑩にマーカーで変わっている一番下のところですが、御意見の中でデータがないということで、データをどんどん集めるために被害に関する実態調査をなささいという御意見が非常に多いですね。ですけれども、これに対してここに書かれているのが「データの在り方を検討する」という書きぶりです。そしてその次に「調査研究を実施する」。だから、データの在り方を検討して調査研究を実施するという書きぶりになっているけれども、この御意見の中でもう少しダイレクトに被害に関する実態調査というふうな、それも現に「暴力の実態が的確に把握できるデータの在り方を検討する」という言葉があるのですが、何か回りくどい。的確に把握できるデータの在り

方を検討し、被害に関する実態調査を継続するということですか。

でも、これもいいですか。「調査研究を実施する」と書いてありますから、被害に関する実態調査というのをどこかに入れてほしいという御意見なんですけれども、「的確に把握できる」で、「データの在り方を検討する」というのが多分回りくどいですね。的確に把握することができる調査を継続しということですか。でも、その次に「調査研究を実施する」とあるから、いいですかね。それで、データの在り方と調査研究の実施、このままでも含まれていますよという回答をすることは可能ですね。実態調査というのを入れてほしいということだったんですけれども、「実態が的確に把握できるデータ」ということで入っているんですね。では、いいですかね。

ありがとうございました。大体こんなところでよろしいでしょうか。

○阿部委員 1点だけいいですか。7ページの人身取引の点ですけれども、(1)の文章で「被害者に」というところから、その前に人身取引の問題というのは非常に潜在化していてわかりにくい状況にあるものですから、「性的搾取、強制労働、臓器摘出など、被害者に対して」というふうに具体的にどういう被害なのかということを入れていただけたら、この人身取引で何が行われているのかが伝わりやすいのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

ほかのところは意外と売買春などの被害状況というのはイメージできるんですけれども、この人身取引については非常に潜在化していてわかりにくくなっている。一体何が行われて、どういう被害があるのかということがわかりにくくなっているものですから、具体的な被害、具体的な問題をそういう形で列挙していただければ、これは御検討をお願いしたいということです。

○辻村会長 そうですね。具体的にはどういう御提案になりますか。

○阿部委員 「性的搾取、強制労働、臓器摘出など被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらす」という流れになるかと思えます。

○辻村会長 また、用語が問題になりますね。性的搾取というのを法律的文書の中に入れると、公的にオーソライズされたこういう文書の中でその言葉を使った場合、どういう意味を持つのかとか、そういうことが難しくなるので、被害者に対して人身取引の本質がわかりにくい言葉にはなっていますね。

だから、「人身取引がその被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらすことに鑑み」とか、多分そんな感じですね。そういうふうにする、肉体的・精神的苦痛というのがちょっと強くなるといいますか……。人身取引は第3次でも余り詳しく書いていなくて、さらっと書いてあるんですね。ですから、「人身取引がその被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらすことに鑑み、男女共同参画の視点から」というふうに書くと、少しはどうでしょうか。余り内容は変わっていないですけれども、書きぶりの問題です。これを1行で済ますなという話でしょう。では、ちょっと時間の関係もありますから、今のような書きぶりにちょっと変えて、書き方を変えても問題ないと思いますからまた検討してください

い。

では、申しわけありません。法務省のほうから検討結果について本日は御説明をいただくということで、当初15分程度で考えておりましたけれども、時間はあると思いますのでよろしく申し上げます。それを伺って、まだ時間が残っておりましたら2時半までを予定しておりますので委員の皆様からまた追加的な御意見を承りたいと思います。よろしく申し上げます。

○法務省 法務省刑事局付をしております岡田と申します。よろしくお願いいたします。

法務省における性犯罪の罰則に関する検討の状況につきまして御報告をさせていただきます。

第77回の専門調査会におきましても途中経過を御報告させていただいておりましたとおり、法務省におきましては昨年10月から性犯罪の罰則に関する検討会を開催してまいりましたけれども、その検討結果の取りまとめ報告書が本年8月6日に取りまとめられています。資料のうち、2つ目の資料が取りまとめ報告書でございます。

この取りまとめ報告書は、各論点につきまして述べられた意見をできるだけ網羅的に記載しまして、どのような意見が多数であったかということをもとめる形となっております。論点につきましては以前にこの会議でも御報告させていただきましたけれども、この取りまとめ報告書の最後の別紙6に整理したものをつけさせていただきます。

本日は、この取りまとめ報告書を受けまして法務省として検討いたしました結果、10月9日に法制審議会に対しまして性犯罪に対処するための刑法の一部改正に関する諮問をいたしましたので、この諮問の内容について御説明をさせていただきたいと思っております。

資料の1つ目の縦書きの資料を御覧いただきながら御説明させていただきたいと思っております。諮問の具体的な内容は、1枚おめくりいただいて「要綱（骨子）」というところからでございます。

まず、この要綱の第一でございますが、これは刑法177条の強姦罪の改正に関するものです。この改正のポイントは大きく2点ございまして、1つ目が強姦罪の構成要件の点でございます。現行刑法177条では、「女子」に対する「姦淫」を処罰するものとなっておりますけれども、今回のこの要綱（骨子）におきましては、現行法では強制わいせつ罪で処罰されることとなっている肛門性交及び口淫についても姦淫と同等の悪質性、重大性があると評価し得るに至っていると考えられること、また、被害者の陰茎を行為者の膣、肛門、口腔等に入れるという行為についても同じように現行法の強姦行為と同等の悪質性、重大性があると考えられることから、これらの行為をいずれも現行法における強姦罪と同様の重い類型の犯罪として処罰することとするものです。

あわせて、現行法では「女子」に対するとなっているところを13歳以上の者、あるいは13歳未満の者という形で性別をなくしているものがございます。

2点目は法定刑の点でございます。現行法では強姦罪の法定刑の下限が懲役3年となっておりますけれども、今回の要綱（骨子）におきましてはこれを5年としております。

性犯罪の罰則に関する検討会などにおきましても、法定刑の引上げが必要であるという御指摘がありましたことや、実際の裁判における量刑におきましても強姦罪の量刑が、懲役5年以上の法定刑を持つ強盗罪や現住建造物等放火罪などよりも重くなっているというような状況に照らしまして、強姦罪の悪質性、重大性に対する社会の評価というものが強盗罪や放火罪に対するものを下回るものではないと考えられましたことから、懲役5年以上としたものでございます。

それから、第二というのは準強姦罪の改正に関するものですが、これは第一と同様に構成要件と法定刑について改正をするという内容になっております。

それから、要綱の第三でございますが、これは監護者であることによる影響力を利用して行うわいせつ行為及び性交等に関する罰則の新設でございます。現行法におきましては、不同意のわいせつ行為または性交で違法性が高く悪質であると典型的に認められるものとして、暴行又は脅迫を用いてなされたものと、心神喪失又は抗拒不能に乗じるなどしてなされたもの、この2つの類型が処罰の対象とされておりますけれども、現実の事案として被害者の真意に反して行われる親子間の性交などについて、強姦罪ではなく児童福祉法違反等で処理されているという現状に鑑みまして、被害者の真意に反して行われる性交等の中に暴行・脅迫を用いることなく行われているものであっても、強姦罪と同様に悪質であると考えられるものが存在すると考えられましたことから、このような規定を設けるというものでございます。

具体的には、行為者が18歳未満の被害者を現に監護しているという関係があるときには、行為者が被害者に対して性交などを求めたときに、被害者が応じざるを得なくなるという影響力が典型的にあると認められるという点に着目して、このような監護者であることによる影響力を利用して行う性交又はわいせつ行為について強姦罪・強制わいせつ罪と同様に処罰するというものでございます。

次に、要綱（骨子）の第四は、強姦罪等の非親告罪化でございます。現行法においては被害者のプライバシー等を保護する観点から強姦罪及び強制わいせつ罪が非親告罪とされておりますけれども、性犯罪の罰則に関する検討会での御議論の中でも、現状においては、告訴するか否かの選択を迫られているように被害者の方が感じられる場合があるということなど、被害者に対する精神的な負担をかえって生じさせているような状況があるということから、これらの罪について非親告罪化するというようにしているものでございます。

次に第五ですが、これは集団強姦罪等について廃止をするというものです。これは、最初に述べました法定刑の引上げと関連するものでございますが、現行法の集団強姦罪の法定刑の下限が懲役4年、集団強姦致死傷罪の法定刑の下限が懲役6年とされておりますところ、先ほど申しました第一のように強姦罪の法定刑の下限を懲役5年に引き上げ、強姦致死傷罪は後で御説明します第六にあります。懲役6年に引き上げるということになりますと、集団強姦罪や集団強姦致死傷罪の法定刑の下限を上回る、あるいは同じという形になりますので、集団強姦罪等を廃止してもこういった2人以上が現場で共同して行う強姦等に

つきましては現行法以上の刑を科すことは可能であり、集団によるという悪質性については引き上げられた法定刑の中で、量刑上考慮することによって適切な科刑が可能となると考えられますことから、これらの規定は廃止するというものでございます。

次に第六ですが、これは強制わいせつ致死傷及び強姦致死傷罪に関するものでございます。

第六の一が強制わいせつ致死傷ですが、これは新たな監護者によるわいせつの類型が加わったことがここに反映されているものでございます。

第六の二は現行法でいう強姦致死傷罪でありまして、構成要件の変更等を反映させるとともに、法定刑の引上げということで、現行法で無期又は5年以上の懲役とされているところを、無期又は6年以上の懲役とするものでございます。

最後に、要綱（骨子）の第七は強姦行為と強盗行為とを同一機会に行った場合の罰則の整備でございます。現行法では、強盗犯人が強姦をしたときに強盗強姦罪という罪が設けられておりまして、無期または7年以上の懲役という重い法定刑とされておりますけれども、強姦犯人が強盗をした場合にはこのような規定がなくて、一般的な併合罪の規定により、その処断刑が5年以上30年以下の懲役となっております。

しかし、同じ機会に、それぞれ単独でなされてもなお悪質な行為である強盗行為と強姦行為というものを双方行うということの悪質性、重大性という点に着目するのであれば、強姦行為が先に行われているような場合についても強盗強姦罪と同じ刑をもって処罰することができるようにすることが必要であり、相当であると考えられましたことから、このような規定を整備することにしていただいております。同一の機会に強姦行為と強盗行為を行った場合について、現行法の強盗強姦罪と同様の法定刑で処罰できるようにするとともに、未遂の場合の規定や死亡の結果が生じた場合の規定を整備しているものでございます。

この諮問につきましては、先ほど申し上げましたとおり、本年10月9日、法制審議会に対して諮問がされまして、部会を設けて審議をするということが決定されておりますので、今後法制審議会の刑事法（性犯罪関係）部会で調査審議が進められることになっております。以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。委員の方もおられますけれども、何か御質問がありましたらお願いいたします。いかがですか。

では、私のほうから確認させていただきます。この報告書の末尾についております別紙6に、当初の論点が整理されております。それで、ただいま御報告いただきました諮問の内容についてでございますが、この一覧表の中から諮問されたものは次のものだという認識でよろしいかどうかの確認です。

第1の構成要件、法定刑のところは諮問されましたね。

それから、5番はされたということよろしいでしょうか。

○法務省 はい。

○辻村会長 それで、その間にあります2、3、4は採用になったのですか。

○法務省 2と3は最初に申し上げた要綱（骨子）第一のところに含まれております。

○辻村会長 そこに入った。それで、3も入ったということですか。では、4番は入らなかった。

○法務省 はい。

○辻村会長 第1のところでは、その年齢のところも入らなかったのですね。それで、配偶者の強姦はならなかったのですね。ですから、4、6、7が諮問に入らなかった。

それから、次のページですね。最後のページの第2の非親告罪は諮問に入った。それで、第3の公訴時効は入らなかった。それから、第4の条文の位置、22章ですけれども、そこは変わらなかったということですね。

そうしましたら、最初の論点からいろいろな御議論を経て今、確認しましたものについて入りました、ということですが、今後この法制審議会がどのくらいの期間で、いつごろまでに審議をして、それでどんな見通しで進めていかれるのかということですね。

それで、今、諮問に入ったものはわかったんですけども、入らなかったものについてはこれで終わりといいますか、当面は出てこないという理解でしょうか。それが、まず私からの第1の質問です。

その質問の背景には、近親姦でありますとか、性犯罪の定義といいますか、全体の構成とか、そういったことについては女性差別撤廃委員会から憂慮するというのではなくて、第34パラグラフでこれについて日本政府が見直すことを要請するという非常に強い言葉の中に入っているということなんですね。例えば近親間などがそうですけれども、そういうことは多分国際機関からの勧告などが引き続いてあると思われまますので、この検討会の結果を踏まえて法務省がまとめられたときの予測といいますか、認識として、これの中からまた法制審議会を取捨選択をしていただくということになりますね。全てが法制審議会でも認められるわけではないですね。そうすると、最初の論点から減っていきますね。

○法務省 減るかどうかも、もちろんわかりません。

○辻村会長 わからないです。でも、もう諮問していないから増えないのは事実でしょう。増えることはないですね。

そうしますと、そこで認められなかったことについては今後も機会があれば継続するか。あるいは、この調査会とも関係するのですけれども、この専門調査会などが今回入らなかった問題について今後も検討を続けていくことで、また将来そういう議論になるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○法務省 まず最初の点でございますが、法制審議会の今後のスケジュール的なところにつきましては、まさにこれから部会が始まるという段階でございますので、具体的な日程感といいますか、そういったところまでは今の段階ではなかなか難しいところがございまして、まさに御審議の内容、あるいはその進み具合によるところでございますので、いつまでとか、あるいはどのくらいの期間でということは今、法務省の立場で申し上げることは難しいということになります。

次に、検討会の論点の中で諮問の中に入らなかった論点への対応につきましては、諮問することを法務大臣から発表させていただいたときに併せて発表させていただいていることでもあるのですけれども、1つは検討会の論点第1の4にあります暴行・脅迫要件の点につきましては、これは法律上の暴行・脅迫要件の緩和はしないという方向の御議論だったわけなのですけれども、実際の事実認定を行う法律家が被害者の心理というものをよく理解していなければならないという御指摘が検討会の場であったところでしたので、そういった被害者の心理等について研修・教育などを進めていくというのが法務省の方針でございます。

それから、公訴時効の点です。これも検討会での御議論の中で御指摘があったことなのですけれども、性犯罪についてのみ、公訴時効期間の進行の停止などの制度を設けるのはなかなか難しいのではないかとということですか、それから停止等をしたとしても、実際には長期間経過すると証拠が散逸してしまっ立証が難しいのではないかと御指摘がございました。それで、検討会で御指摘をいただきましたのは、その点についてはむしろ時間が経ってからの時効の問題というよりも、今、被害に遭っている子供たちの被害を早期に発見して、それを適切に支援につなげていくような取組が必要ではないかということでした。したがって、そういうことについての取組を進めていくということが、政府としては必要ではないかと考えているというところでございます。

○小木曾委員 例え、第1の7ですね。「配偶者間における強姦罪の成立について」ですが、これは、議論は当然あったわけなのですけれども、法改正によって実現すべきものと、それ以外の啓発・広報等によって実現すべきものがあるのではないかとということで、現行法でも配偶者間で罪が成立しないわけではないので、これは逆に書いてしまうとそれ以外の関係はどうなるのかといったような問題が法律上生ずるわけで、むしろ配偶者間でも当然成立するんだということを社会にもっとわかってもらえるような活動が必要で、そうした活動を通じて実現されるべき課題なのではないか議論がされたのです。

ですから、繰り返しですけれども、法改正によってすることと、政策によって広めていくことがあるということで、この調査会との関係では恐らく後者のほうが課題になるのではないかと考えています。

○辻村会長 ありがとうございます。政府が女子差別撤廃委員会に対して回答をするときも、見直した結果これが入らなかったのはこういう理由であるという形で報告されるものだと思いますけれども、恐らくこういう被害については、実態がどんどん変わっていきますね。ですから、今回は今回で、これが何年かかるかはわかりませんが、引き続き、その後の展望も見ながら我々のほうでは専門調査会で検討を終えるわけではない。今後も問題があればそれに応じて取り上げるというスタンスでよろしいでしょうか。それはこちらの問題ですけれども、委員の方々はいかがですか。

○阿部委員 結構です。

○辻村会長 あとは、この次に追加すべきことはありますか。この問題はこれで、今回ある

意味間に合いましたといったら変ですけども、さっきの文言のところで法制審議会を経て法改正を踏まえてということですから、5年間です。5年の間にはそれが進展するであろうということによろしいですね。次の5年後の計画をつくるときには、そのときの現状に照らしてまた次の改革案を審議していくということによろしいかと思います。ほかに問題はございませんか。

報告書をざっと読ませていただいて、この22章のことについては問題ないという御意見だったですね。私などは、強姦罪などは保護法益は何ですかと前に専門調査会で課長さんに聞きましたときに、性的自由でございますとお答えになりましたから、これは個人的法益です。ですけども、この22章というのは社会的法益、公然わいせつとかが書かれているので、そのあたりの刑法の骨組みですね。少しそれも見直さなければいけないのではないかと個人的には思っておりますけれども、今回そこまではいかないといえますか、この改革、改正では済みませんから、そういう問題もあるよということはどこかにテイクノートしておいていただくということで。

○小木曾委員 法益については、今回随分突っ込んだ議論をしました。

○辻村会長 だけど、この意見を見ますと、性的なものでまとめたと書いてあります。でも、刑法というのはそういうものではないというか、22章に置かれた意味はやはりある程度公共性というか、社会的法益ですよ。だから、そこは意見が分かれたのですね。

○小木曾委員 これも並び方を見ていくと、そういうふうには並べたんだという理解の仕方もあるけれども、必ずしもそうではないものもあるようだ。

○辻村会長 それは明治41年の話ですから、法益で並んでいるわけではないですね。それで、明治41年に今、言われているように人間の尊厳とか、性的自由とかということがどこまで理解されていたかということがありますから、これはやはり刑法全体を見直していくということにつなげていかないといけないと思います。今回はここだけです。そういう問題も法務省さんは承知の上だと思いますけれども、私どもの専門調査会でも議事録に残しておいていただきたいと思います。これで終わったわけではないと考え思いますので、そのように理解します。

ほかにいかがでしょうか。

○平川委員 審議会の委員というものはどのように決められているのでしょうか。もう決まっているのでしょうか。

○法務省 法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会の委員につきましては、今その選任手続の途中というところがございます、この場ではなかなか申し上げにくいところがあるんですけども、11月2日に部会を開催することが決まったところです。メンバーについては、刑法の改正に関するものですので刑法の御知見をお持ちの専門の先生ですとか、それから検討会と同様に被害者の支援等に携わられている方、そして実際に刑事手続に携わる法曹三者等の関係者などというような構成となるとお考えいただければと思います。

○辻村会長 それでは、先ほどの議論ですけども、法務省さんのほうでこの計画にどのよ

うな文言で書くかということでしたが、あれは法制審議会の検討結果を踏まえ、法改正について。

○武川局長 一度調整させていただいてよろしいですか。

○辻村会長 そうですね。そこは少し省内で御議論もいただかないといけないと思いますので、その点は皆様にも留保をつけておきたいと思います。細かな文言が変わるかもしれませんが、これはお任せいただくということでよろしいでしょうか。

これまでの議論も踏まえまして、手続的なこと、日程的なこともございますので、先ほどから出ていましてこの場で直したところもありますけれども、少し落ち着いて見直したらやはりここはちょっと言葉がどうだというふうな細かいことが出てくるかもしれませんので、今後の扱いにつきましては会長の私に御一任いただくということでよろしいでしょうか。

私のほうでは、計画のほうの鹿嶋会長とも相談をしながら、また次の計画の専門調査会に出していく案文を固めていかないといけませんので、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

それでは、先ほどの法務省さんとの関係も含めて、会長一任という形でさせていただきたいと思っておりますけれども、その他も含めて事務局のほうから御連絡等がございますでしょうか。

○小林暴力対策推進室長 今日は、いろいろ御指摘等々をいただきましてありがとうございました。

会長からもお話がありましたように、御指摘を一旦あずからせていただいて、また紙に整理して会長とも御相談して、さらに計画策定のほうの鹿嶋会長とも御相談するというような形で進めさせていただければと思いますけれども、情報はまた当然御報告する形で。

○辻村会長 今日は御出席が非常に少ない状態ですので、欠席の方にも議論がこういうふうになりました。それで、第7分野については一応こういうふうに今まとまっておりますということをメールでお知らせしたほうがいいですね。

○小林暴力対策推進室長 またお知らせしたいと思っております。

○辻村会長 では、そういう形でよろしいでしょうか。

○小林暴力対策推進室長 あとは、議事要旨につきましては会長に御確認いただいて公表、議事録についてはまた皆様方にも見ていただいて公表という形で、いつもどおりやらせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○辻村会長 それでは、これで議事を終了いたしましたけれども、何か忘れたことと申しますか、この場でつけ加えていただくことはございますか。大丈夫ですか。

それでは、ありがとうございました。本日の会議はこれで終了させていただきます。